

経済産業省

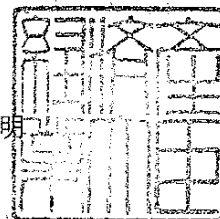
平成19・09・03産第1号

平成19年9月11日

計量行政審議会

会長 正野 寛治 殿

経済産業大臣 甘利 明



計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

同法第134条第1項による特定標準器の指定及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすること
いかん。



別紙

指定等の内容

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 高周波インピーダンス | 特定標準器の指定及び校正等の実施 |
| 2. 光減衰量 | 校正等の実施（範囲の拡大） |
| 3. 温度 | 校正等の実施（範囲の拡大） |
| 4. 振動加速度 | 校正等の実施（範囲の拡大） |

1. 電気（高周波）：高周波インピーダンス

指定

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
<u>標準エアライン群であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの</u>		<u>独立行政法人産業技術総合研究所</u>	<u>減衰器、エアライン、 mismatchライン又は終端器であつて、周波数が0.1 GHz以上 33 GHz以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が1以下のもの</u>

2. 電気（高周波）：光減衰量

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
光減衰量測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	独立行政法人産業技術総合研究所	光電検出器であって、波長が1550 nm及び電力が1 mWの場合において、校正範囲が9 dB以上90 dB以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
光減衰量測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	独立行政法人産業技術総合研究所	光電検出器であって、波長が1550 nm及び <u>1310 nm並びに</u> 電力が1 mWの場合において、校正範囲が9 dB以上90 dB以下のもの

3. 温度：抵抗温度計

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
温度定点群実現装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置であって日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置又は白金抵抗温度計であって校正範囲が-50℃以上420℃以下のもの
	/	独立行政法人産業技術総合研究所	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度が660℃又は962℃のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
温度定点群実現装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置であって日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置又は白金抵抗温度計であって校正範囲が-50℃以上420℃以下のもの
	/	独立行政法人産業技術総合研究所	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度が-189℃、660℃又は962℃のもの

4. 振動加速度

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
レーザー干渉式振動測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	独立行政法人産業技術総合研究所	レーザー干渉式振動測定装置又は振動加速度計であって、校正範囲が <u>1 Hz</u> 以上 <u>5 kHz</u> 以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
レーザー干渉式振動測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	/	独立行政法人産業技術総合研究所	レーザー干渉式振動測定装置又は振動加速度計であって、校正範囲が <u>0.1 Hz</u> 以上 <u>10 kHz</u> 以下のもの

_____ : 諮問事項

経済産業省

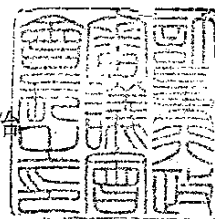
19計行第9号

平成19年9月11日

計量行政審議会計量標準部会

部会長 今井 秀孝 殿

計量行政審議会会長 正野 寛治



計量法第134条第1項による特定標準器の指定及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について（付託）

上記の件について、経済産業大臣から下記の内容に係る諮問があったので、調査審議してください。

記

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 高周波インピーダンス | 特定標準器の指定及び校正等の実施 |
| 2. 光減衰量 | 校正等の実施（範囲の拡大） |
| 3. 温度 | 校正等の実施（範囲の拡大） |
| 4. 振動加速度 | 校正等の実施（範囲の拡大） |